コースの定理と汚染者支払い原則への適用* コースの定理の内包と系(コロラリィ)

東京家政学院大学非常勤講師 法政大学大学院社会科学研究科 経済学専攻博士後期課程 小祝慶紀(KOIWAI Hironori)

目 次

はじめに

- .「コースの定理」と先行研究
- .「コースの定理」単純パージョン
- . 「コースの定理」のコロラリィ
- . 規範的「コースの定理」の前提
- . 規範的「コースの定理」
- . コースの意図した「定理」
- .ホップズの定理
- . 規範的「ホップズの定理」
- .コースの定理と汚染者支払い原則
- .結論と今後の課題

おわりに

参考文献

^{*} 本稿をまとめるにあたって、まず、私に「法と経済学」の研究を薦めて下さり、さらに本研究への初期段階から長期にわたるご指導と、貴重なご示唆とを賜った神谷高保先生(法政大学法学部)へ感謝を申し上げる次第である。また、松波淳也先生(法政大学経済学部)からは、本研究のアイデア段階より、経済学からのアプローチについて、ご指導と貴重なご助言を頂くことができた。さらに、大森正之先生(明治大学政治経済学部)には「コースの定理」について貴重なご示唆を頂いた。ここに記して感謝の意を表する次第である。もちろん、本稿に含まれる誤謬については、全て筆者に帰する事は言うまでもない。

はじめに

ロナルド・コースが、経済学における外部性に関する理論と、法学における生活妨害 (nuisance)、不法行為 (torts) とに関するコモン・ローの理論を「合流」 1) させたのが、有名な 1960 年の論文 『社会的費用の問題 2) である。その論文から導き出されたのが「コースの定理」であり、今日、法と経済学の「古典」 3) 的な定理として知られている。

ところが、コース自身は、後の『企業・市場・法』のなかで、『社会的費用の問題』への反応は「コースの定理」についてであったため「失望した」 4)と述べている。というのは、その後の研究で『社会的費用の問題』から取り上げられたのは、もっぱら「取引費用がゼロ」という世界についてであった。これが、後に、「コースの定理」として定式化されたのである。コースの目的は、「取引費用がゼロ」という世界を提示することで、「分析を展開するための簡単な土俵を設定すること」 5)にあった。むしろ、取引費用の及ぼす影響について分析を行うことをコースは示唆していたのである。

しかし今日では、「コースの定理」は法と経済学の基礎を築き、「発展を触発した」6)定理とされている。そして「コースの定理」は、さまざまな文献のなかで繰り返し参照され、その意味するところにおいては周知の前提のようにとらえられている。

近年、環境に関する様々な問題が取り上げられている。この様な環境問題への対処をめぐる研究は法学、工学など様々な分野からアプローチされている。経済学からも多くの研究がなされている。その一つに環境問題を外部不経済の問題として扱うアプローチがある。この外部不経済から生じる環境問題解決の政策手段として外部不経済の内部化がある。この外部不経済の内部化について、「コースの定理」に由来する「所有権アプローチ」で)とよばれる考え方が用いられ、これが法と経済学の視点から環境問題を考察する場合のアプローチの一つとなっている。

そこで、「取引費用がゼロ」の世界である「コースの定理」と呼ばれる命題がどのように抽出されたのだろうか。原典に立ち帰って正確に把握・整理することは、今後の環境問題の解決方法への法と経済学からのアプローチには重要であること。コースの示唆した取引費用の及ぼす影響を応用した場合、環境問題の政策へどのような影響を与えるのであろうか。

このような問題意識を敷衍し検討するため、本研究では、所有権の経済理論としてコースの定理を詳しく論じているロバート、R.クーター、トーマス、S.ユーレンの論文 8)を取り上げる。クーター=ユーレンは「コースの定理」を「単純バージョン」「コロラリィ」と「規範的バージョン」の 3 バージョンに類型化し命題の形で整理した。特に、コロラリィと規範的バージョンの基礎となっている単純バージョンで示された内容について、コースの『社会的費用の問題』にたち返って再考する。そして、クーター=ユーレンの示した単純バージョ

¹⁾ Cooter (1982)

²⁾ Coase R.H., "The Problem of Social Cost," J.Law & Econ. 1 (1960). [R·H·コース(松浦好治編訳 新澤秀則訳)「社会的費用の問題」『法と経済学の原点』(1994)、R·H·コース(宮沢健一·後藤晃・藤垣芳文訳)「社会的費用の問題」『企業·市場·法』(1992)]。

³⁾ supra n.1

⁴⁾R·H·コース(宮沢健一·後藤晃·藤垣芳文訳)「社会的費用の問題」゚企業・市場・法ュ(1992)]p.17

⑸R· H·コース(宮沢健一·後藤晃·藤垣芳文訳)「社会的費用の問題」゚企業・市場・法ュ(1992)]p.15

⁶⁾植田和弘(1996)p.25

⁷⁾同上。

⁸⁾クーター = ユーレン(太田 勝造訳)(1997)。

ンの修正、拡充を行う。このコースの定理の単純バージョンをより明確にすることで、その後のコースの意図した命題や環境問題の解決方法への「コースの定理」の適用を明確化できる。この修正された単純バージョンとコロラリィ、規範的バージョンとを検証することで、コースの意図する命題の明確化を図る。さらに、環境問題解決の方法への法と経済学からのアプローチとして、取引費用の及ぼす影響として、「汚染者支払い原則」と「わが国の汚染者負担原則」との比較を行う。最後に、本研究で残された課題を提示する。

.「コースの定理」と先行研究

R.A.ポズナー9)が指摘しているように、コースの論文『社会的費用の問題』は、「法と経済学の新分野の長期的発展のために最も重要」な論文である。それゆえコースの定理については法学、経済学とを問わず、先行研究は膨大である。

まず、法と経済学の視点からの主な先行研究として、浜田(1977)がある。浜田(1977)では、法と制度の経済分析として、その基本的枠組みの中で、市場的抑止がうまく機能するための原理の説明にためにコースの定理を挙げている。つまり、コースの定理について、取引費用がゼロであるならば、外部不経済は「交渉によって内部化されてしまう」ので「問題はない」としている。しかし、取引費用のかかる社会では、事故抑止のための費用 10¹は増大するのでコースの定理は「あてはまらない。」としているが、コースは、取引費用が増大する場合が重要だとして、検証を行っている。赤城(1985)は、外部性に関して、コースの定理を成立させる仮定を「完全競争市場において企業間に外部性がある場合に、交渉を阻害する要因がなく、取引費用がゼロで、権利の所在が予め決められている。こうした状況においては、当事者間の交渉だけで資源配分における効率性が達成される。」としている。しかし、この仮定の中で設定している「権利の所在が予め決められている。」というのは、権利関係を移転し、組み替えるための取り引きが市場で成立するための必要条件にすぎない。

次に、経済学からは、環境経済学における「一つの理念型」(大森[2000])としてコースの定理を大森(2000)は『政府が設定する「取り引き」ルールが環境問題の加害者と被害者のどちらに支払い義務を負わすものであるかにかかわらず、当事者間の「自発的取り引き」の繰り返しにより、当事者の経済的余剰の総額が最大となる均衡点に達し、最適な資源配分を実現する。』としている。大森(2000)におけるコースの定理は、後に検討する汚染者支払い原則への重要な示唆を与えている。さらに、外部不経済から生ずる環境問題の解決方法への政策的是正手段の一つを検討するときに、所有権アプローチの考え方によって政府の介入なくしても、市場は外部不経済の問題を解決できるとして、コースの定理を示しているのが、植田(1996)である。植田(1996)では「社会的費用の最小化は、損害賠償責任ルールが決まっておりさえすれば、損害賠償責任がどこに課せられるかとは無関係に達成できる。」としている。これは、権利関係の初期設定の確立という前提と、費用最少化との関係について、端的化されている。外部性の内部

10)このような費 用を浜 田 (1977)は、「第 一 次 費 用」と呼んでいる。

⁹⁾ポズナー(1976)p.54

化の方策について、「権利の配分の需要への影響」という視点から、コースの定理を検証したのが、柴田(1988)であり「取引費用が零であり、関連する財の需要には所得効果が起こらない場合に限り、権利の配分は内部化の取引によって到達する資源配分のパターンに影響を及ぼさない」というのがコース定理の命題であるとしている。さらに、岡(1997)では「負の外部性が存在するとき、その発生者と被害者との間の相互に満足のいく交渉によって最適な資源配分がもたらされ、それは発生者に責任を負わせるかどうかに依存しないという命題」であるとしている。

さらにコースの定理について、落合 (1992) によれば、「たとえ外部効果が存在したとしても、当事者間の取引によって、政府の介入なしに、資源の効率的な配分が可能になる。」つまり「外部効果を取引する市場が発生することにより、資源は効率的に配分される。」これが、「コースの定理にほかならない。」としている。

最後に、法学の立場から、小林 (1975)では「すなわち、損害賠償責任原則 (liability rules)がどのようなものであられ、(換言すれば、最初に誰に損害を負担させるかにかかわらず)、取引費用 (transaction cost)が全くかからずかつ任意に取引が行われる場合には、常に資源の最適配分が達成される、」と、損害賠償責任原則に依存しないという意味でコースの定理を示している。また、J.L. ハリソンは、「多くの実例において、裁判所または法的機関によって与えられた所権利の配分は、最終的にだれがそれらの権利を所有するかということとほとんど関係がない。」と定式化していが、この定式化は後に述べるケーター=ユーレンの「コースの定理のコロラリィ」に相当する。

さらに、コースの定理と所有権との関連で、権原 (entitlements) 11 の保護について、環境汚染を例にモデルを示したのが、グイド・カラブレイジと A. ダグラス・メラムド 12 で、所有権法ルール、損害賠償法ルール、非譲渡性ルールという枠組みで捉えている。そのほかコースの定理 そのものについて、その妥当性の実証研究を行ったものにHoffman & Spitzer (1986)、環境政策への意思決定プロセスにコースの定理を応用した、Rhoads & Shogren (2001) などがある。

以上主な先行研究を概観したが、これらは、従来いわれている「コースの定理」について述べたものである。

本稿では、これら従来のコースの定理を、「コースの定理の単純バージョン」として再定式化しているクーター=ユーレンの『法と経済学』を取り上げた。クーター=ユーレンは、「コースの定理の単純バージョン」を基礎として、さらに「コースの定理のコロラリィ」、「コースの定理規範的バージョン」とその定理を整理した。

なお、本稿の「コースの定理」とは、従来いわれている「コースの定理」であり、クーター = ユーレンの「コースの定理」は「単純バージョン」、クーター = ユーレンの「単純バージョ ン」の修正を試みたバージョンを「修正後の単純バージョン」とそれぞれ呼ぶこととする。

4

^{11) &}quot;entitlements"について、「賦権」としている論文もある。例えば浜田 (1985)。

¹²⁾ Calabresi & Melamed, (1972)

.コースの定理の単純パージョン

本 節 では、まず、筆 者 が 『社 会 的 費 用 の問 題 』(コース[1960]) からコースの言 葉 を用 いた「コースの定理」の抽出を行う。そして、その抽出したコースの定理を、再把握するこ とで、クーター = ユーレンが命題の形で整理したコースの定理の単純バージョンへの修 正・拡充を試みる。

-1 "社会的費用の問題」からの抽出

『社会的費用の問題』の中には、「コースの定理」として定式化に用いられた文章が 3 ヶ所ある。以下にその3ヶ所についてそれぞれ検討し、その後統合をする。

第 1 は、『社会的費用の問題』の 8 ページの文章である。この文章は、「権利の初期 設定」と「取引費用」との関連について述べている。

-1-1

"It is necessary to know whether the damaging business is liable or not for damage caused since without the establishment of this initial delimitation of rights there can not be no market transactions to transfer and recombine them."

"But the ultimate result (which maximises the value of production) is independent of the legal position if the pricing system is assumed to work without cost. 13) "

「損害を与えている事業者が、発生した損害に対して法的責任 を負っているか否かが分かっていることが必要である。というのは、こ の権利関係についての初期設定(this initial delimitation of right)が確立していないと、権利関係を移転し、組み替えるための 市場の取引が成立しないからである。」

「しかし、価格システムが費用なしで機能していると仮定した場合 には、(生産の価値を最大化するような)最終的帰結 (「=rearrangement of rights」「権利の再調整」14)」というものは、 権利の初期設定 (the legal position)の影響を受けない 151。」

¹³⁾Coase (1960) p.8

¹⁴⁾ Coase (1960) p.15。「権利の再調整」とは、経済学の解釈ではパレート最適が達成されていることである。 また、"the allocation of resources"と"rearrangement of rights"とは完全同義である。

¹⁵⁾なお、コースの論文の文章の直訳は次のようになる。本文はこれを整理したものである。

[『]損害を与えている事業[者]が、発生した損害に対して法的責任を負っているか否かが [あらかじめ]分かっていることが必要である。というのは、上記の権利関係について初期設 定 (this initial delimitation of right)が確立していないと、権利関係を移転し、組み 替えるための市場の取引が成立しないからである。

しかし、価格システムが [取引]費用なしで機能していると仮定した場合には、(生産物の 価値を最大化するような) 最終的帰結 (rearrangement of rights: 「権利の再調整」)と

-1-2

第 2 は、本項示す『社会的費用の問題』の 10 ページの文章である。この文章は、1-1 に示した文章の後半部分である「取引費用」との関連について述べている。

"With costless market transaction, the decision of the courts concerning liability for damage would be without effect on the allocation of resources 16)."

「市場における取引に費用がかからないと仮定した場合には、損害に関する責任について裁判所が(どのような)判断を下そうとも、資源の(効率的)配分(the allocation of resources[=rearrangement of rights:「権利の再調整」])には影響しないであろう"。」17)

-1-3

第3は、本項示す『社会的費用の問題』の15ページの文章である。この文章も、1-1に示した文章の後半部分である「取引費用」との関連について述べている。

"It is always possible to modify by transaction on the market the initial legal delimitation of rights. And, of course, if such market transactions are costless, such a rearrangement of rights will always take place if it would lead to an increase in the value of production "."

「権利関係の法的初期設定(the initial legal delimitation of rights)は常に市場取引によって変更することができる。当然のことながら、そのような市場取引には費用がかからないという仮定のもとでは、生産物の価値を増大させる余地がある限り、常にそのような権利の再調整(rearrangement of rights)が行われる。」

いうものは、権利の初期設定 (the legal position)の影響を受けない。』

¹⁶⁾Coase (1960) p.10

¹⁷⁾なお、コースの論文の直訳は次のようになる。本文はこれを整理したものである。 『市場における取引に費用がかからないと仮定した場合には、損害に関する[法

的]責任について裁判所が[いかなる]判決を下そうとも、資源の(効率的)配分 (the allocation of resources [= rearrangement of rights: '権利の再調

整 /] には影 響 しないであろう。) 』

¹⁸⁾Coase (1960) p.15

-2.クーター = ユーレンの単純パージョン「コースの定理」の修正

上記の1-1.1-2.1-3を統合し、コース論文より引用した言葉のみで、コースが示した内容をより純化する。さらに、クーター = ユーレンの単純バージョンの修正・拡充を試みる。本稿ではこれを「修正後の単純バージョン」と呼ぶこととする。

- " It is necessary to know whether the damaging business is liable or not for damage caused since without the establishment of this initial delimitation of rights there can not be no market transactions to transfer and recombine them."
- " If the pricing system is assumed to work without cost, / the rearrangement of right (=the allocation of resources) 19),
- / which maximises the value of production, / is independent of / the legal delimitation of rights."

これらのことから、修正後の単純バージョンとして、

損害を与えている事業者が、発生した損害に対して法的責任を 負っているか否かが分かっていることが必要である。というのは、こ の権利関係についての初期設定(this initial delimitation of right)が確立していないと、権利関係を移転し、組み替えるた めの市場の取引が成立しないからである。

仮に、価格システムが費用なしで機能しているならば、生産の価値を最大化するような権利の再調整(資源の配分)は、権利の初期設定の影響は受けない。

と、「コースの定理」の内容を純化し、より明確に表現することができる。

^{19]} 法律学における表現は、「he rearrangement of right」であり、経済学における表現としては「the allocation of resources」と表現することで受け入れられやすい。

-3 修正後の単純バージョンへのコンメンタール

ここでは、コース論文からの抽出による、修正後の単純バージョンについて、順を追って解釈していく。

It is necessary to know whether the damaging business is liable or not for damage caused since without the establishment of this initial delimitation of rights there can not be no market transactions to transfer and recombine them.

コースの定理の前提部分について述べたものである。

コースの定理を tautology だという批判もあるが、コースの定理は、外部性と所有権との理論分析について基礎をなすものである。

は、法的責任の明確化を行うという、コースの定理の前提について述べている。そして、この前提は、取引費用がゼロの場合と取引費用が大きい場合との交渉結果(パレート効率性の達成の可否)と、法の整備に大き〈影響を与える。また、の"know"「分かっている」とは、取り引きを行う者全員が「分かっている」ことが大切であるということである。さらに、法による仲裁を決定する際には、裁判所にとって「分かっている」ことが重要である。つまり、裁判所にとって検証可能な事実として「分かっている」ということである。

わが国の不法行為法で考えてみよう。例えば、ばい煙による公害を考えた場合、不法行為制度は公害による汚染者へ損害賠償を課す。このことが制裁として機能することになるので、将来への抑制効果を生じることになる。したがって、不法行為法は予防機能を有しているといえる。この汚染者について取り引きを行う者全員が「分かっている」ことが大切である。

If the pricing system is assumed to work without cost,

『社会的費用の問題』から抽出した 1-1 より、「仮に、価格システムが費用なしで機能しているならば」ということであり、このことは、「コースの定理」の「情報が完全で取引費用が無視できる」という仮定に相当する。

the rearrangement of right (=the allocation of resources)

『社会的費用の問題』から抽出した 1-2、1-3 より、「権利の再調整(資源の配分)」とうことで、資源の配分において非効率な当初の権利の割当は、結局のところ市場によって「変更することはいつでも

可能である」20)。

which maximises the value of production,

『社会的費用の問題』から抽出した 1-1 より、「生産の価値を最大化」することであり、このことは「最終的な結果」 21)を示している。つまり、社会的費用の最小化 22)は損害賠償責任がどこに課されるかとういこととは無関係に達成できることになる。最終的な資源の配分は、それを最も高く評価したものに対してなされる。つまり、最終的には資源の最適配分が達成され、いわゆるパレート効率性を達成できる。

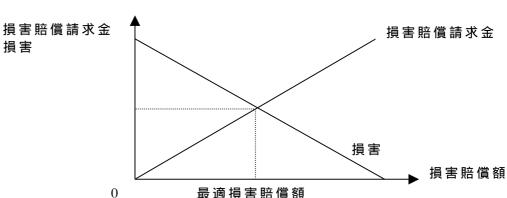
is independent of

『社会的費用の問題』から抽出した 1-1 より、「影響は受けない」ということは、ルールを一つ確立さえしていれば、損害賠償責任がどこに課されるかということとは無関係に社会的費用の最小化が達成できることになる。

the legal delimitation of rights

『社会的費用の問題』から抽出した1-1より、「権利の初期設定」とは、経済学でいう最適な資源の配分の概念である。

の、不法行為制度において、ばい煙による汚染者へ損害賠償を課すことを再び考える。経済学的には、不法行為とは一方的な財の喪失ということができる。ばい煙による公害の被汚染者は、外部不経済による損害を被っているので、仮にこれをマイナスの財とする、次に汚染者は損害賠償責任に基づき、損害賠償金を支払う。これを仮にプラスの財とする。そこで の前提条件が確立され、なおかつ、修正後の単純バージョンの後半部分によって、それぞれの財の交換が行われ、最適な損害賠償額が決定される(図 1)。



²⁰⁾新澤秀則 (1994).p.32

²¹⁾同上 p.23

²²⁾ いわゆる 「純 便 益」のことである。

-5 クーター = ユーレンの「単純パージョン」との比較・検討

本節では、クーター = ユーレンの「単純バージョン」と、修正後の単純バージョンとの相違について触れる。クーター = ユーレンの「単純バージョン」は次の通りである。

"When transaction cost are zero, an efficient use of recourse results from private bargaining, regardless of the assignment of property rights²³."

「取引費用がゼロの場合には、所有権を法がどのように割り振ろうとも、私的交渉を通じて資源の効率的な利用が達成される²⁴。」

クーター = ユーレンの単純バージョンでは、コースの定理の成り立つ前提部分 ²⁵⁾ が省略されている。

また、後半部分についてはクーター=ユーレンの単純バージョンと修正後の単純バージョンは同じである。しかし、省略されている部分もある。具体的には クーターの "efficient"に相当するのが修正後の"which maximises the value of production"であり、"use"に相当するのが"the rearrangement of right (=the allocation of resources)"である。

クーター = ユーレンの単純 バージョンでは"use"という言葉のみによって、"the rearrangement of right (=the allocation of resources)"を表現しており、やや単純化しすぎである。つまり、法(所有権)の初期配分の問題に関わり無く、当事者間の任意の交渉によって外部性の問題が、パレート効率な点に達成しうるというコースの定理の本質を明確に表現しきれていない。

したがって、本稿では「損害を与えている事業者が、発生した損害に対して法的責任を負っているか否かが分かっていることが必要である。というのは、この権利関係についての初期設定(this initial delimitation of right)が確立していないと、権利関係を移転し、組み替えるための市場の取引が成立しないからである。」という前提部分を明確化した修正後の単純バージョンである「コースの定理」を基礎に検証を行っていく。

.

²³⁾Cooter,&Ulen (2000)p.85

²⁴⁾クーター = ユーレン(太田勝造訳)(1997)p.129。

²⁵⁾ 1-1 の前半部分である、 "the establishment of this initial delimitation" "market transactions"は「コースの定理」の前提部分である。

. コースの定理のコロラリィ 26)

クーター = ユーレンは、単純バージョンにおける「価格システムが費用なしで機能しているならば、生産の価値を最大化するような権利の再調整(資源の配分)は、権利の初期設定の影響は受けない。」という命題を、『資源の効率的利用にとって所有権法が無関係となる状況を特定することを通じて、コースの定理は所有権法が「重要となる場合」を黙示的に特定している』と指摘し、「コースの定理のコロラリィ」として定式化している。つまりコースの定理のコロラリィは、「取引費用が十分大きい」場合の、法(所有権)の配分のありかたを定式化したといえる。

コース(1960)では、第 節で市場取引に費用のかかることを認めている。第 節では、取引費用がゼロの場合には、鉄道会社によって引き起こされた外部性について、その補償を鉄道会社に求めるのは「必ずしも望ましくない。」(コース[1960])というのは、まさにコースの定理の単純バージョンである。さらに取引費用が大きい場合の鉄道会社の外部性についても、外部性を発生させた鉄道会社が、損害を被った人へ補償を行うことが望ましいという「結論は間違っている。」(コース[1960])のだとしている。被害を被った人が、「被害を最適な水準以上に拡大」(岡[1997])することになるので、必ずしも外部性を発生させた側に補償を負わせる事は誤りであるというものである。つまり取引費用がゼロであっても、大きくても、「補償問題」には影響しないのである。

しかし、外部性への補償問題とは別に、法が重要となる場合がある。それは取引費用が大きく、交渉に影響を及ぼす場合であり、それを黙示的に特定したのが、以下に示す「コースの定理のコロラリィ」といえる。

"When transaction costs are high enough to prevent bargaining, the efficient use of resources will depend upon how property rights are assigned 27 ."

「取引費用が十分に大きく(大きいために) 281 交渉を阻害する場合 291 には、資源の効率的な利用は所有権(財産権:財産に関する権利) 301 がどのように割り振られているかに依存する(よって異なって $(3)^{311}$ 。 321 」

この「コースの定理のコロラリィ」は、取引費用が大きいために、その取引費用を最小にするような法が選択される解釈できる。

 $^{^{26)}}$ 取引費用に関して、ハリソン(J.L.ハリソン著 小林保美 松岡勝実訳「法と経済学」[2001])によると「もし当事者達が取引費用によって妨げられなかったならば、彼らが手にしていたであろう権利を裁判所は割り当てるべきだ。」と述べている。

²⁷⁾ Cooter, & Ulen (2000)p.85

²⁸⁾筆者注。

^{29)「}交渉を阻害する」とは、「市場の失敗」のことである。

³⁰⁾筆者注。

³¹⁾ 筆者注。

³²⁾クーター = ユーレン(太田勝造訳)(1997)p.130。

.「規範的」コースの定理の前提

本節では、まず「規範的コースの定理」の前提となる、「規範的」という概念について触れる。

経済学の分析には、「実証的 (positive)」な分析と「規範的 (normative)」な分析とがある。「実証的 (positive)」とは、「…である」という命題について、事実と論理に基づいて判断できるというものである。経済学は従来、「…である」という命題についての判断をその研究の対象としてきた。この事実判断をつかさどる経済学を、実証経済学という。これに対して、「規範的 (normative)」とは、「…しなければならない」「…べきである」という価値判断を伴うものである。この価値判断を行う経済学が厚生経済学である。

法学は、「実証的」ではなく「規範的」科学である。法の論理(立法論)は、法のもつ目的達成のための論理である。つまり、これから法を構築しようとするとき、どのような法が適しているかという評価基準となるという意味で「規範的」なのである。

.規範的コースの定理(コースの定理の規範原則)

クーター = ユーレンの 「規範的コースの定理」は以下のように、定式化されている。

Structure the law so as remove the impediments to private agreements³³.

「私的合意に対する障害を取り除くように法を構築せよ 34」。」

本節でのクーター = ユーレンの「規範的コースの定理」の「障害」とは、取引費用を発生させるような交渉のことと解釈できる。また、「障害を取り除く」とは取引費用を低減させるような法を構築し、私的合意を促す「べきである。」と考えられる。その結果、効用を最大化できるよう法(所有権)の配分を行う事が、最も効率的になる。この場合、前半は法の規範的原則であり、後半は経済学的な規範ということである。

しかし、「規範的コースの定理」として定式化されているが、「規範的」というより、最適状態を権利の初期設定に関わり無く成立させる条件であるので、この命題は「コースの定理」の前提条件にすぎない。つまり、本稿第 節で示した、コースの定理の単純バージョンでの前提部分に対応する。したがって、法を構築するための規範原則といえるものなので、「規範的コースの定理」というより、「コースの定理の規範原則」と言い換えるべきものである。

以上の3バージョンにより、コースの意図した命題の検討を行う。

³³⁾ Cooter, & Ulen(2000)p.93

³⁴⁾クーター = ユーレン(太田勝造訳)(1997)p.144。

. コースの意図した「定理」

コースの定理の含意は、取引費用がゼロである場合より、取引費用が大きい場合の 方が、より本質的である。

修正後のコースの定理 による前提部分から、取引費用が仮に大きいとすれば、外部性について市場による取り引きは、発生しないということになる。この様な場合、資源配分の効率性の実現は、所有権の初期配分に左右される。私的合意に至らないほどの大きな取引費用の存在は、「規範的」バージョンによって明示された法制度を必要とする。つまり、取引費用がゼロである場合には、自由な市場に委ねることによって、資源の効率的配分(パレート効率性)が達成できるが、取引費用が大きい場合には、私的交渉を促すため、法制度により資源の効率的配分(パレート効率性)を達成させることが望ましい。これがコースの意図したことである。

. ホップズの定理

Cooter(1982)は、「コースの定理」の「対極をなすもの」して「ホッブズの定理」を示している。すなわち、『取引費用がかからない場合にも「パレート効率性」は達成できない。』という命題である。Cooterのいう「ホッブズの定理」とは、『外部費用を再分配するための私的交渉は、契約条項を外的に決定する制度的メカニズムが存在しない限り、「効率性」を達成できない。』というものであり、「外的に決定する制度」とは、「強制仲裁」をいう。例えば、再びばい煙による公害を考えよう。この時、汚染者と被汚染者の双方が、予防を講じる必要があるとした場合、この公害に対する賠償責任は、「ホッブズの定理」によれば「予防の過怠が最も破壊的帰結をもたらすような当事者に課されるべきである。」ということになる。このことから、法制度による強制は、「効率的」分配の達成のためには「不可欠」となる(Cooter[1982])。ここで、Cooterのいう「効率」という用語は、我々に誤解を生じさせる。ここでの「効率」とは「公平」、「公正」ということを意味していることに注意が必要である 35)。

コースの定理は、資源の効率的配分についての定理であるから、所得分配についての言及は含まれない。しかし、所有権の配分によって所得分配についての差異が生じることがあり得る。ここで、修正後の単純バージョンの前提が重要になってくる。例えば、ばい煙による汚染者と被汚染者に所有権の初期設定がどのように配分されるかによって、両者の所得分配の状況は大きく左右される。つまり、ばい煙を排出する工場が建設される前と後からでの交渉では、汚染者が支払う場合と被汚染者が支払う場合とで所得分配は、大きく変わってくる。一般に被汚染者は「政治的・経済的・社会的弱者」(松波[2000])であることが多く、分配に対して影響を与えることになる。

この所得分配の問題について公平・公正の観点から、私的交渉について定式化を行ったのがホッブズの定理であると位置づけられる。コースの定理は、資源配分を、ホッブズ

^{35)「}公正」の基準については、ロールズ(2001)は、社会契約説の伝統に立脚した公正の概念を展開している。また、松波(2000)では、「分配の公平性、公正、正義といった基準から、環境汚染被害を分析する視点は極めて重要」と指摘している。

の定理は所得分配をそれぞれ問題にしているのである。前述したように、「外部費用を再分配するための私的交渉」は、法による仲裁なくしては公平な分配が達成されない、さらに、所有権の配分を明確にするというのがホッブズの定理なのである。

したがって、Cooter の整理した「ホッブズの定理」の位置づけ(「コースの定理」の対極をなすもの)は、誤りを含むものである。

. 規範的ホップズの定理(ホップズの規範原則)

クーター = ユーレンによれば、「規範的ホッブズの定理」とは、「ホッブズの定理」により 導き出された原則である。その「規範的ホッブズの定理」は以下のように、定式化されて いる。

"Structure the law so as to minimize the harm caused by failures in private agreements 36 ."

「私的合意が失敗した場合の損害が最小となるように法を定めよ371。」

クーター = ユーレンのいう「規範的ホッブズの定理」の「損害」とは、私的合意が失敗した場合、それによってもたらされる「非公正性を最小化」することである。そして、法の役割とは、非公平性最小化のために、交渉を行う者が「お互いに行使することができる威嚇」に「制限を課す」(クーター[1997])ことである。また、クーター = ユーレンによれば『損害を最小化するためには、法は「最も高〈評価する当事者に所有権を配分」しなければならない。384』と「規範的」ホッブズの定理を解説している。このことは、「効用を最大化できるよう法(所有権)の配分を行う事が、最も公平である」ということであるので、「規範的」であるといえる。しかし、この場合の「規範的」ということも、節における「規範的コースの定理」と同様、法を構築する規範原則であるので、「ホッブズの定理の規範原則」と言い換えるべきである。

「コースの定理の規範原則」、「ホッブズの定理の規範原則」の双方に共通しているのが、"私的合意を促進するための法を構築すべきである、"という価値判断を目的としている点である。しかし、このホップズの規範原則による法のあり方は、コースの定理のコロラリィでいう「交渉を阻害」され、合意に失敗した場合に、その損害が最小となるように構築されるべきであるという原則である。さらに、ホッブズの規範原則は、法による所有権の配分のあり方を規範原則としている。したがって、ホッブズの規範原則はホッブズの定理と、コースの定理のコロラリィから導かれた命題である。

³⁷⁾クーター = ユーレン(太田勝造訳)(1997)p.145。

³⁶⁾Cooter, & Ulen (2000)p.94

³⁸) これは、事後の状態を事前の状態よりパレート優位にすることができるならば、その仮説的補償手続きとパレート効率性によって社会状態の優劣を判断できるという「補償原理」とよばれている判定基準である。この補償原理には「カルドアの補償原理(カルドア基準)」と「ヒックスの補償原理(ヒックス原理)」とが基本的にはある。この「カルドア・ヒックス基準」によって判定される。

. コースの定理と汚染者支払い原則

本節では、外部費用の内部化政策について、前節までに検討したコースの定理を基礎として検討する。外部不経済の内部化のための支払い原則としての、汚染者支払い原則(Polluter Pays Principle: PPP)、および、環境汚染による被害者への補償を負担する原理としての、わが国の汚染者負担原則への解釈を行う。

-1 汚染者支払い原則(Polluter Pays Principle: PPP)と、わが国の汚染者負担原則

汚染者支払い原則 ³⁹⁾(以下「PPP」という)は、1972 年に採択された OECD による原則(「環境政策の国際経済面に関するガイディング・プリンシプルの理事会勧告」)であり、汚染者に費用の支払いをさせることが最も適切であるという考え方によっている。その目的は、環境汚染という外部不経済に伴う社会的費用を財やサービスのコストに反映させて内部化し、希少な環境資源を効率的に配分することにある。また、公平な国際貿易・投資条件の確保のため、公害防止費用に政府が補助金を支払うことも禁止している。

PPP は、外部費用の内部化原理であり、汚染者が環境汚染の事前的な外部費用を支払うことであって、汚染者が環境汚染の結果生じた外部費用を負担することを意味しているのではない 40 。つまり、PPP は、汚染による損害補償・環境復元のための原則ではない。

これに対して、わが国の汚染者負担原則(以下「汚染者負担原則」という)は、事後的な被害者救済の損害補償・環境復元費用への適用であり、外部費用の内部化原理ではなく、正義と公正の原則である。つまり、被害の加害者である汚染者(この場合、企業であることが多い)への罰則措置が主要な目的となったのである 41)。この原則を具体的に法制度化したのが、環境復元費用の汚染者負担原則については、公害防止事業費事業者負担法であり、一方被害者救済の損害補償についての汚染者負担原則は、公害健康被害の補償等に関する法律である。環境基本法 37 条の原因者負担原則も、汚染者負担原則を示したものといえる。

 $^{^{39)}}$ PPP については、 1972 年 OECD で採択された翌年、すでに永井 $^{(1973)}$ によって、その内容とわが国における公害政策との関連について詳しく論じられている。さらに、概念の整理については、細田 $^{(1999)}$ 第 6章 に詳しい。

 $^{^{40)}}$ 松原 (2002) によれば、「PPP は消費者負担原則 $(Consumer\ Pays\ Principle)$ でもある。」としてる。しかし、 汚染費用の転嫁と帰結について、汚染費用の支払いルールは法によって制定できるが、その最終的負担は、 ビグー税と同様、需要曲線と供給曲線との形状に依存して決定される。例えば、松波 (2000) p.6。

⁴¹⁾ 松原 (2002)では、わが国の汚染者負担原則を「汚染者処罰の原則 (Punish Polluter Principle)」であると指摘している。

PPPと汚染者負担原則の違いをまとめると、次のように示すことができる。

PPP......環境要素を含めた資源配分の効率性の達成の側面 (被害を事前に回避する予防原則)

汚染者負担原則…被害者救済の損害補償・環境復元費用への適用

-2 コースの定理による解釈

(1)PPP

汚染者が課徴金を支払うというルール(PPP)は、修正後の単純バージョンにおける「損害を与えている事業者が、発生した損害に対して法的責任を負っているか否かが分かっていることが必要である。」という前提による。つまり、汚染の原因者が発現した汚染被害者の加害者であることが明らかだということである。

さらにPPPは、「コースの規範原則」より、権利関係についての初期設定が確立されているという前提を設定している、いわゆるデフォルト・ルールを決め、権利関係を定めた原則である。つまり、所有権が明確であるが、取引費用が大きい時、私的合意を阻害するためその障害となる取引費用を低減できる法的ルールを構築することで、資源配分の効率性が達成できる。そして法制度は、「社会的費用をもたらすものである不合意や協力の失敗を最小化」(クーター=ユーレン[1990])できる。したがって、PPPは、汚染防止のための外部費用の支払いについて、汚染者に支払いをさせるというルールを法によって規定するものとなり、外部費用の最終的負担については、被汚染者へ転嫁させることを妨げるものではなくなる。例えば、ばい煙による公害に対して、損害賠償債務が汚染者に課されていても、価格を通して被汚染者へ転嫁させることが可能となる。つまり、コースの定理の前提(修正後の単純バージョン)が明確になっていれさえすれば、法は支払いルールを規定するだけでよく、その後は、汚染者と被汚染者による取り引きに委ねられることになる。

したがって、「PPP はコースの定理の前提条件を明確にし、取引費用を低減させ、私的合意を先取り規定する原理である。」と解釈できる。

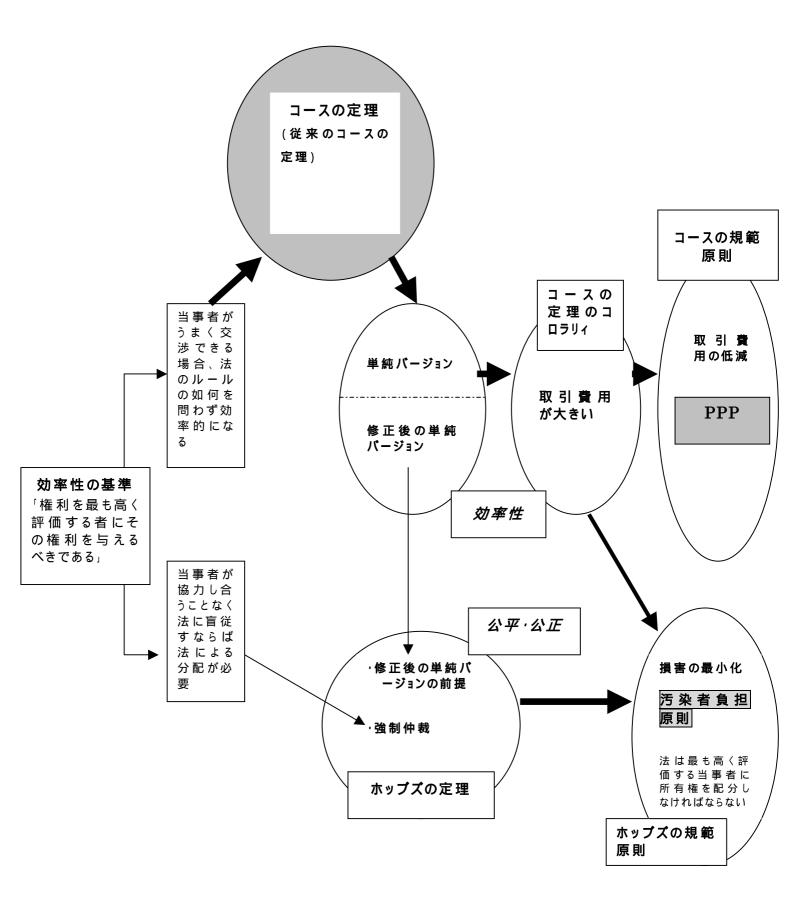
(2)污染者負担原則

わが国においては、公害問題とそれへの対策から環境復元・被害補償について、汚染者の負担原則を適用している。汚染者負担原則は、被汚染者への救済方法として損害賠償によることを前提としている。損害賠償が成立するには、権利の初期設定が確立していることが重要である。さらに、損害賠償が成立するための取引費用の有無が私的合意に影響を与えることは無い。言い換えれば、私的合意による資源配分の効率性の達成は当初より望めないのである。これらから、汚染者負担原則は、「ホッブズの定理」である強制仲裁的に決定される。

さらに、私的合意による資源配分の効率性の達成は当初より望めないのであるから「ホップズの規範原理」でいう「損害の最小化」となるよう法を構築することで、汚染者負担原則は、汚染者と被汚染者との公平・公正を達成できる。そこで、「私的合意がうまくいかない時に、損害を最小化するため、わが国の汚染者負担原則が成立する。」と解釈できる。法は、生じた損害を最小化するためには、所有権を最も高く評価する者に配分しなければならない。したがって、環境汚染に対して法は、仮に環境に対する所有権を認めるとするならば、その環境を最も高く評価するであろう被汚染者に所有権の配分を行うことになる。ここから、汚染者は被汚染者へその損害を補償し、環境復元の費用を負担することになると明確に規定できる。

以上より「修正後の単純バージョン」による解釈から、PPPと汚染者負担原則は、明確に区別される原則となる。

ここまでの解釈を図で説明する。環境問題における「コースの定理」、「単純バージョン」、「修正後の単純バージョン」、「コースの定理のコロラリィ」、「コースの規範原則」と「ホップズの定理」、「ホップズの規範原則」とによる、ピグー税、PPP そして汚染者負担原則との関係を表したのが次頁の図2である。



ここで、まず「ホッブズの定理」は、「修正後の単純バージョン」の前提条件に関係しており、「コースの定理」との関係が「対極関係」でないことを表している。さらに、「単純バージョン」と「修正後の単純バージョン」から導き出されたのが「コースの定理のコロラリィ」であり、取引費用が大きい場合、政策的介入による外部不経済の内部化のためピグー税の導入への解釈の基準となっていることを示している。

さらに、図 2 は、「コースの定理のコロラリィ」が「コースの規範原則」、「ホッブズの規範原則」を導く命題であり、この 2 つの規範原則と「修正後のコースの定理」の前提条件によって、私的合意にゆだねるための、取引費用を低減させる法的ルールと所有権の効率的配分を実現する PPP と、強制仲裁と、損害の最小化のため法を構築し、公平・公正を実現する汚染者負担原則とは明確に区別されるべき原則であることを示している。

. 結論と今後の課題

本稿では、 ~ 節において、コースの定理の内包と系について、クーター = ユーレンの論文を中心に検討を行った。クーター = ユーレンのコースの定理の単純バージョンでは、あまり重要視されていなかったと思われる前提部分を修正後のコースの定理の単純バージョンとして示すことができた。

さらに、 節では、修正後のコースの定理による前提部分の明確化と、コースにより示唆された取引費用の影響とを応用し、環境汚染の政策である PPP と汚染者負担原則に対する適用性について、より明確に説明することができた。

取引費用が大きい場合、それを低減させる法ルールを構築し、資源配分の効率性を達成(公害防止の事前措置)する「コースの規範原則」の考え方に基づいて評価できるのが、PPPである。

取引費用の有無に関わらず、私的合意の失敗による損害を低減させる法ルールを構築し、事後的措置を目的とした「ホッブズの規範原則」の考え方に基づいて評価できるのが、汚染者負担原則である。

しかし、PPP は立法論としては、rough なのではないか。今後は、さらにPPPと汚染者負担の比較より得られた結論に対して、より実践的な政策を示す事が重要であり、そのことが課題として残された。さらに、すでに松波 (2000)で指摘されているように、所得分配の視点から分析を行うことも課題として残された。

また、コースの示唆した、取引費用の及ぼす影響についてさらなる分析の精緻化が必要である。

これらの課題をさらに研究・分析するため、本年度(平成 15 年度)財団法人安藤記念奨学財団より研究助成金を頂くことができた。ここに感謝をこめて付しておきたい。

おわりに

本稿では、コースの定理の内包と系を検討し、さらに取引費用に基づく汚染費用の支払い負担原理の解釈を示した。「PPP」と「汚染者負担原則」は似て非なるものとして従来よりさまざまにその概念が検討されてきた。たとえば、廃棄物において、生活系一般廃棄物の処分等に関して、汚染者負担原則を適用するとした場合、汚染者とは企業(生産者)なのか、消費者なのかを判断することは難しい。しかし、本稿での解釈に基づけばこれらの問題へも対処できる可能性がある。さらに、現在論争の盛んな拡大生産者責任(Extended Producer Responsibility: EPR)について、本研究で得られた成果から新たな光明が得られるかもしれない。

【参考文献】

- ·赤城国臣(1985)「環境問題の経済分析 Coase の定理を中心として 」『環境の理念と保全 手法 環境規制の経済分析』 pp.13-28。
- ·植田和弘(1996)『環境経済学』岩波書店
- ·大森正之(2000)『内水面漁業共同組合の環境保全機能 環境経済学および環境社会学からの接近』
- ・岡敏弘(1997)『厚生経済学と環境政策』岩波書店
- · 落合仁司(1992)「ロナルド·コ・スの可能と現実」『経済セミナ・』no.444 pp.56-59。
- ·クーター,R, ·ユーレン,T.著 太田勝造訳(1997)『新版 法と経済学』商事法務研究会
- ·小林秀文(1975)「Coase の定理と Calabresi の事故法理論」『法学志林』第 73 巻第 2 号 pp.120-132。
- ·柴田弘文 柴田愛子(1988)『公共経済学』東洋経済新報社
- ·永井進(1973)「OECD の PPP とその理論的背景」『公害研究』Vol.3 No.1 pp.20-29 岩波書店
- ・浜田宏一(1977)『損害賠償の経済分析』東京大学出版会
- ·_____(1985)「環境問題の法経済分析」『環境の理念と保全手法 環境規制の経済分析』 pp.1-12。
- ・ハリソン,J.L.著 小林保美 松岡勝実訳(2001)『法と経済学』多賀出版
- ・細田 衛士 (1999) 『グッズとバッズの経済学』 東洋経済新報社
- ·ポズナー,R.A.(1976)「法と経済分析」『季刊 現代経済』AUTUMN'76No.24 pp.52-74。
- ·松原望(2002)「第 5 章 環境学におけるデータの十分性と意思決定判断」石弘之編『環境学の技法』pp.167-214東京大学出版会
- ·松波淳也(2000)『「汚染者負担原則」と「汚染者支払い原則」—環境経済学的見地から—』 『不動産研究』第 42 号第 1 号 pp.4-8 日本不動産研究所

- ·Calabresi,G. & Melamed, A. D (1972) "Property Rules, Liability Rules and Inalienability: One View of the Cathedral" Harvard Law Review.Vol.85 pp.1089-1128.(松浦似津子訳「所有権ルール、損害賠償ルール、不可譲な権原ルール:大聖堂の一考察」松浦好治編訳『不法行為法の世界』[1994]木鐸社)。
- ·Coase,Ronald H. (1960)"The Problem of Social Cost" J. Law& Econ. Vol. 3.pp. 2-144. (コース、R·H,新澤秀則訳 (1994)「社会的費用の問題」松浦好治編訳 『法と経済学の原点』木鐸社、コース、R·H,宮沢健一·後藤晃·藤垣芳文訳 (1992)『企業·市場·法』東洋経済)
- ·Cooter, R.(1982)"The Cost of Coase" *The Journal of LEGAL STUDIES*.Vol.11. pp.1-29.(太田勝造編訳(1997)「コースの費用」『法と経済学の考え方:政策科学としての法学』pp.51-97 木鐸社
- · Cooter, R.& Ulen,T (2000)"Law and Economics" 3rd ed.
- 'Hoffman, E. & Spitser, M.L. (1986)"Experrimental Tests of the Coase Theorem with Large Bargaining Groups" *The Journal of LEGAL STUDIES* Vol. 15. pp. 149-171.
- ·Rawls,J.(2001)"Just as Fairness A Restatement" THE BELKNAP PRESS OF HARVARD UNIVERSITY PRESS.
- · Rhoads, T.A & Shogren, J.F(2001)"Coasean bargaining in collaborative environmental policy" in Anthony Heyes(eds) *The Law and Economics of the Environment*. pp.18-43.